

誓 約 書

年 月 日

紀美野町残土処理場施設管理者

紀美野町長 様

紀美野町建設残土処理場条例に従って下記のとおり搬入、搬出を行います。
なお違反した場合は同条例第 12 条の規定により許可を取消、中止されても異議
ありません。

記

- ◎ 道路交通法による**車両積載量**を厳守します。
- ◎ 残土は、盛土、土地造成等に利用できるもので、廃棄物に該当する建設廃棄物（コンクリート、アスファルト、コンクリート殻、木材、汚泥等）及び有害物質を含むものは搬入致しません。
- ◎ 午前 8 時 30 分までは、国道から処分場までの間（町道神野市場福田線）を小学校の通学・こども園の通園に考慮し通行致しません。
- ◎ 処分場周辺の国道は一方通行で通行致します。
- ◎ その他残土処理場の係員の指示に従い入場いたします。

申請者 住所

名称（商号）

代表者名